



JCMクレジットの年限問題

2026年6月29日

経済産業省 GXグループ 地球環境対策室 地球環境問題交渉官 木村 範尋
環境省 地球環境局 JCM推進室 室長 辻 景太郎

■ パリ協定第6条に沿って発行されたJCMクレジットの価値

- ① 日本国のNDCに対する価値（パリ協定上の価値） ※ このためにはクレジットの無効化が必要
- ② 企業にとっての価値（GX-ETS、SHK制度、企業の自主目標への活用など）

■ GX-ETSで利用可能なJCMクレジット

- 温対法SHK制度に準拠するもの。SHK制度では基本的にNDCに活用可能なJCMクレジットが利用可。

■ NDC達成に向けたJCMクレジットの無効化の期限

- COP26での決定により、2030年NDCに利用可能なJCMクレジットは、2021～30年に実現した排出削減・吸収に由来する必要がある。
- パリ協定締約国は、NDCの実施や達成に向けた進捗について、隔年透明性報告書（BTR*1）で国連に報告する義務を負っている。2030年度排出量を報告対象に含むBTR5*2の日本政府の提出時期は2032年10月頃を想定。
- つまり、2021～30年に実現した排出削減・吸収に由来するJCMクレジットをNDCの2030年度目標（2013年度比46%削減）達成へ計上するためには、BTR5の提出に間に合うよう、2032年夏頃までにJCMクレジットを無効化することが必要になる。

■ 無効化期限と国内制度での利用時期

- 企業が国内制度でJCMクレジットを利用するうえで、このNDC活用期限が制約となる可能性がある。
- 一方で、JCMではプロジェクトによる削減・吸収の実現からクレジットの発行に一定の時間が必要であることなど、JCM特有の事情がある。

*1 BTR: Biennial Transparency Report

*2 第5次隔年透明性報告書

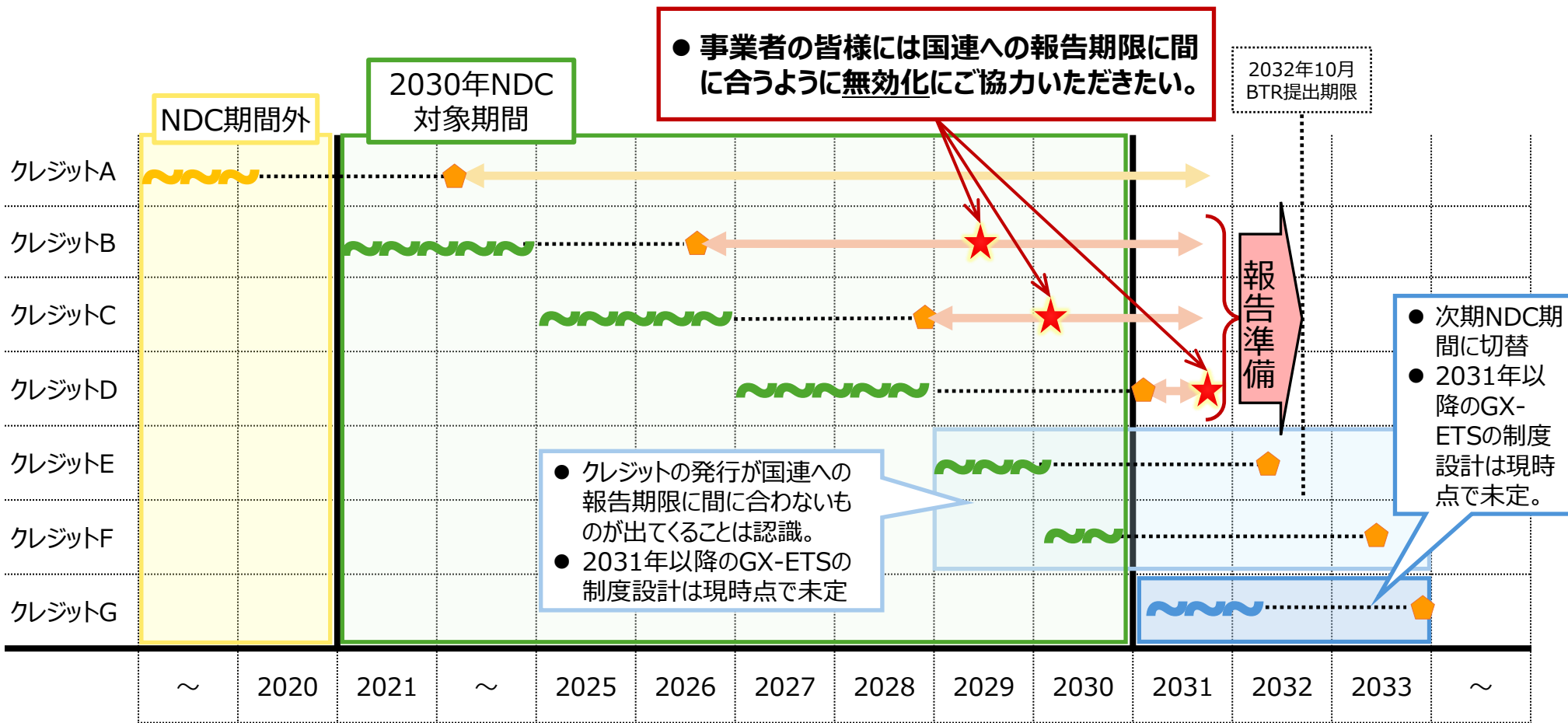
以下のような、主にクレジット創出側の事業者を中心に、**国連への報告期限とGX-ETSでの利用可能性との関係について照会**があるところ。

- ① 国連への報告期限にクレジットの発行が間に合わない（= 2030年NDCに利用できない）場合はどうなるのか。
- ② 国連への報告期限にクレジットの発行が間に合ったとしても、クレジットを取引できる期間が限られた場合、創出したクレジットをGX-ETS等で全量無効化できない可能性や、クレジットの価格が急落する可能性への懸念。

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
第52条第3項第3号イ
 - 無効化（主務大臣が、我が国の国が決定する貢献のための利用を目的として、当該国際協力排出削減量を移転できない状態にすることをいう。〈略〉）
- COP26でのパリ協定6条決定（1/CMA.3 ANNEX 21(e)）
 - How it has ensured that ITMOs that have been used towards achievement of its NDC or mitigation outcome(s) authorized for use and that have been used for other international mitigation purposes will not be further transferred, further cancelled or otherwise used.

- 2026年度から開始したGX-ETSの第2フェーズでは、2030年度まで、各年度の実排出量の10%までクレジット無効化量によって相殺することが可能であり、2030年度実績の報告期限までに発行・無効化されたJCMクレジット（無効化の期限は2031年6月）については、制度上も問題なく活用可能。また、2025年12月に排出枠の上下限価格が公表され、クレジット価格も一定水準が確保される見通し。
- ただし、GX-ETSに関して、現時点で決定されているのは2030年度までのルールであり、2031年度以降も外部クレジットが利用可能かどうか、利用可能な場合の割合等は、GX-ETSの運用実績を見ながら、将来的に決定される。
- なお、2030年までに実現した排出削減・吸収が、実際にJCMクレジットとして発行されるまでに、手続上の時間を要する件は承知。

【参考】クレジット発行のタイミングと活用可能期間



凡例

- : プロジェクト実施期間
- : クレジット発行
- : 無効化申請
- : 活用可能期間 (2030NDC及びGX-ETS活用可能)
- : 活用可能期間 (GX-ETS活用可能。NDC活用不可)

- GX-ETSにおけるクレジット無効化量の報告は、翌年夏に行う。例えば、2030年度分の報告は、翌31年夏となっている。
- なお、2031年度分以降におけるクレジットの扱いは今後決定される。

- JCMの制度の実施にあたっては、日本政府として、パートナー国との政府間交渉、日本政府指定JCM実施機構（JCMA）による制度運営・パートナー国との調整、パリ協定6条に準拠したルール整備等の取組を進めてきたところ。JCMクレジットの発行にあたっては、民間JCMであっても、こうした公共インフラ・公共サービスを活用して初めてクレジットを取得できる点は政府が補助金により支援するプロジェクトと変わらない。そのため、**日本政府としては、JCMクレジットの無効化への協力を事業者の皆様に対してお願いしたい。**
- また、パートナー国政府は、日本政府がNDCに活用することを前提に相当調整を行い、当該量を自国の排出量に足し上げて国連に報告することを承認した上で、JCMクレジットを発行・移転している。かかる観点から、任意ではあるが、**2030年NDCを達成するため、国連への報告期限に間に合うJCMクレジットについては、民間企業が取得するものであっても、無効化をお願いしたいと考えている。**関連して、事業者の皆様には、**無効化する意向を書面で御提出いただくこと等を検討している。**

- 日本政府としては、事業者の皆様のJCMプロジェクト実施を後押ししていきたいと考えており、以下のような政府支援プログラムを活用しながら、今後もJCM拡大に取り組んでいく方針。

<政府による主要な民間JCM支援>

- 環境省：ガイドライン・方法論の策定や相手国政府の法制度への対応等の民間JCMへの伴走支援（令和7年度補正予算において実施中）
- 経済産業省：従前よりJCM実現可能性調査（FS）を実施。GS補助金を通じた大型・小規模実証/FS支援
- JCMA：民間JCMの事前相談や相手国との交渉支援などの各種支援を提供
- NEDO：クレジット化支援事業、方法論調査事業

<ルール・ガイダンス文書の整備>

- JCM適用基準の公表（2025年12月8日）
- 民間資金を中心とする JCMプロジェクトの組成ガイダンス（2026年改定版）の公表（2026年5月21日）

<JCMクレジット取引市場の開設>

- GX-ETSにおいて利用可能なJCMクレジット取引市場を早期に整備する。

- JCMクレジットの年限問題は、政府として認識。一方で、本問題は現時点で完全に回答可能ではなく、将来の諸々の検討の結果次第。例えば、
 - ✓ 現在のGX-ETSは2030年までの制度を定めたものであり、2031年以降の制度設計は将来の検討に依存する。また、GX-ETSの運用が始まったばかりであり、実際どの程度クレジットが必要になるのか、動向を見極める必要がある。
 - ✓ パリ協定6条については、2024年のCOP29で完全運用化し、ルール交渉の再開は2028年。
 - ✓ 国連への報告期限を過ぎてもJCMクレジットを発行できるかは、各パートナー国との交渉や調整に依存する。
- JCMを運営する立場としては、事業の予見可能性を可能な限り向上できるよう努めてまいりたい。今後も事業者の皆様とのコミュニケーションを密にして、タイムリーに検討を進めていく方針。
- JCMは、世界全体での脱炭素化や技術の海外展開、持続可能な発展等、多面的な効果があり、今後も、官民連携で2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の達成も含め、ゆらぐことなくJCM推進に取り組む方針に変わりはない。



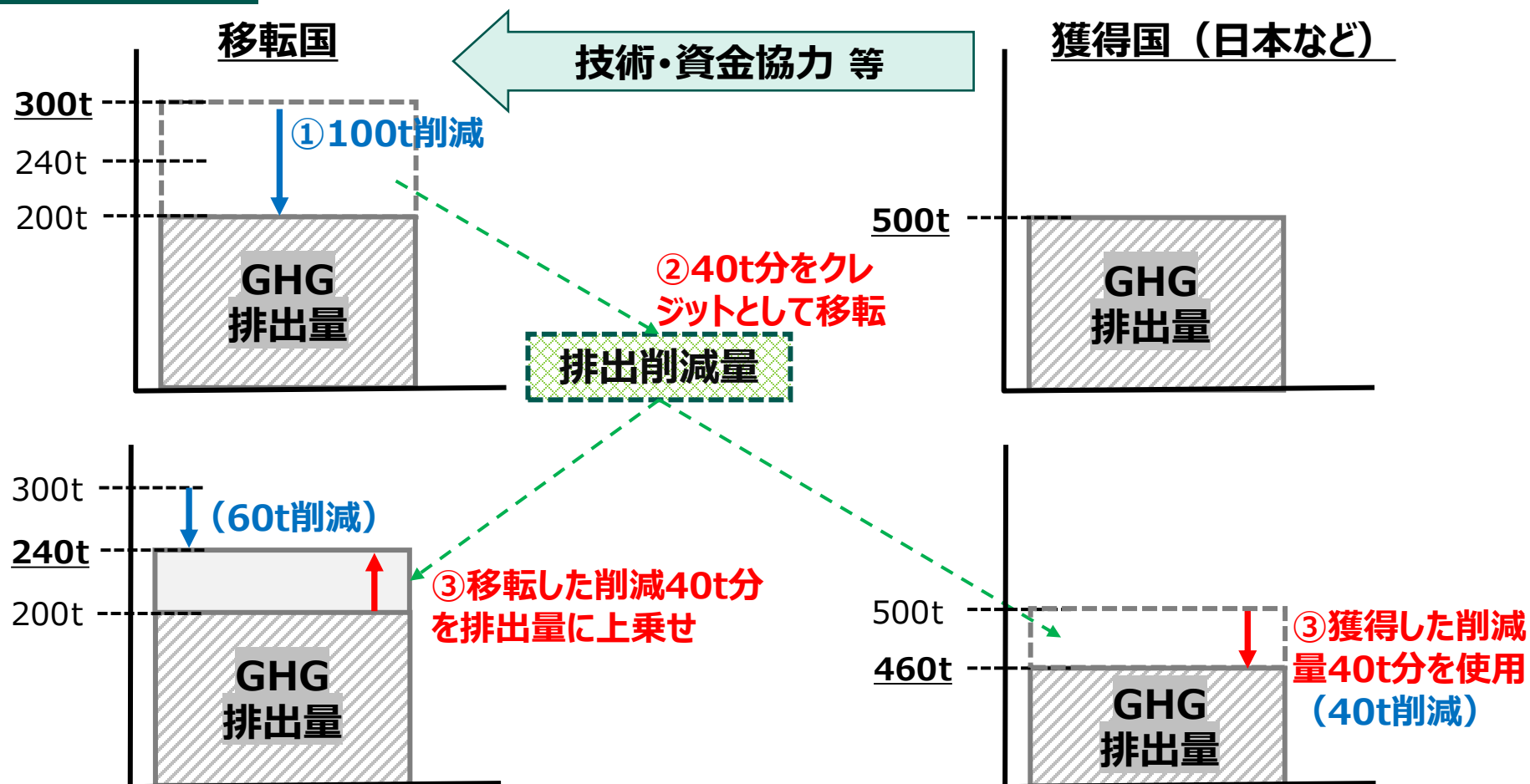
JCM THE JOINT CREDITING
MECHANISM

ご静聴ありがとうございました。

Q & A

- 各国の削減目標達成へのダブルカウント（二重計上）を防止するため、**移転された削減量が獲得国の目標達成にのみ使用**されていることが必要
- このため、削減量を移転国の排出量に上乗せする（**相当調整**）

相当調整の例



【参考】GX-ETSで利用可能なJCMクレジット

- GX-ETSでは、J-クレジットとJCMクレジットが適格クレジットであり、「使用可能なJCMクレジットは、温対法SHK制度に準拠する」とされている。
- SHK制度及びGX-ETSに利用可能なJCMクレジットは以下に分類される。SHKでは、2020年以前の取組に由来するJCMクレジットについては発行日等の要件を満たさない限り使用不可。

排出削減・吸収のタイミング	JCMクレジット発行日に関する条件	SHK/GX-ETS 利用可否	NDC 利用可否
2020年12月31日まで	2025年3月31日までに発行	○	×
2020年12月31日まで	2025年4月1日以降に発行するものであっても、同年3月31日までにPDDのパブリック・インプットを開始していること	○	×
2021年1月1日～2030年12月31日	無し	○	○

- SHKでは、排出削減・吸収の実現タイミングが2020年12月31日まで（いわゆるビンテージクレジット）であっても、JCMクレジットの発行が2025年3月31日までに行われたなら、SHK制度に利用可能。またJCMクレジットの発行日が2025年4月1日以降になった場合は、基本的にSHK制度に利用できないが、経過措置として、2025年3月31日までにPDDのパブリック・インプットを開始していれば、SHK制度に利用可能。